

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年9月10日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第50号

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇土市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の表2の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和8年9月10日から施行する。